

建築基準法上の道路の種類の手示誤りについて

1. 事案の概要

窓口において、道路の種類の手合があり、指定道路図に記載された誤った情報により、上尾市が法人 A の代理人に建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号に規定された道（以下、「1 項 1 号道路」）と回答し、手示された情報を基に当該土地を購入した法人 A に損害を生じさせた。

2. 事案の経緯及び対応

法人 A の代理者は令和 5 年 12 月に道路の種類の手合依頼を行い、上尾市は指定道路図に基づき、「1 項 1 号道路」と回答した。

法人 A は市の回答を受け、令和 6 年 7 月に境界上にブロック塀を築造した。

ブロック塀の築造工事を見た近隣住民から上尾市に対して、当該道路が「2 項道路」ではないのかと連絡があった。

上尾市が再度確認したところ、道路と水路部分を合わせると 4 m 以上あり「1 項 1 号道路」と判定していたが、当該道水路の水路部分と思われた一部に民地があることが判明し、民地部分を除くと 4 m 未満であることから、「1 項 1 号道路」ではなく、「2 項道路」と判定を改め、法人 A に対して改めて回答するとともに、謝罪を行った。

直接の原因は、建築安全課で公開している指定道路図において、「1 項 1 号道路」として誤って記載していたことによるもの。

本件の誤りにより、法人 A にブロック塀の除却等の損害を与えたため、令和 7 年 3 月に賠償金の支払いを行った。

3 再発防止策

- ・道路の手合の手合の手合の際には、市建設管理課発行の道路査定図も確認することを徹底する。
- ・認定幅員、公図、境界確認図を確認し、オンライン地図サービス等で後退部分の状況等を確認する。
- ・統合型 GIS のメモ機能にて、指定道路図上に追加情報がある場合は最新情報を書き込み、職員の手合共有を徹底する。
- ・本事案と類似する水路含みの道路の手合の手合の手合を行い、統合型 GIS 上の指定道路図の手合の手合を手合の手合する。

4 参考図

